## 和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金664,576円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16

氏 名 株式会社 山吉

代表取締役 吉安 清剛

3 事案概要 平成30年12月14日(金)午前11時30分頃、交野市松 塚48番23号先、市道松塚1号線において、市が管理する街路 樹の枝等が道路上にせり出した状態であったため、走行中の相手 方車両(高所作業車)が枝等に接触し、車両デッキ部分を損傷させたもの。

なお、事故の責任割合は、本市60%、相手方40%とし、相手方車両の修理等に要する費用のうち、その責任割合に応じた費用を負担する。

4 そ の 他 相手方車両修理費等1,107,626円上記修理費等に係る本市責任額(60%)664,576円道路賠償責任保険額664,576円市持出額0円

令和元年6月5日提出